

「内装の意匠」に係る意匠審査基準の改訂について（案）

1. 内装の意匠に係る令和元年の意匠法改正

（1）改正概要

令和元年の意匠法改正により、意匠法第 8 条の 2 が新設され、内装全体として統一的な美感を起こさせる店舗、事務所その他の施設の内装は、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができることとなった。

参考 1 意匠法第 8 条の 2 条文

（内装の意匠）

第八条の二 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

（2）背景

昨今、モノのデザインのみならず、コト（経験）のデザインを重視する観点から、店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が見られるようになっている。建築物についても、ブランド価値の創出の観点からデザインの重要性が高まっている。

また、近年、オフィス家具・関連機器を扱う企業が、自社の製品を用いつつ特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例が生じている。

しかしながら、現行意匠法において、意匠は、「物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第 2 条第 1 項）と定義され、原則として物品の形状等を保護対象としており、また、同時に使用される複数の物品について組物全体として統一があるときは、「組物の意匠」として一出願で意匠登録を受けることができる（同法第 8 条）が、家具や什器の組合せや配置、建築物の一部（壁、天井、床等）の装飾等により構成される内装については、この一意匠一出願の要件を満たさず、複数の物品から構成される組物にも該当しないため、意匠権による保護の対象外とされている。

こうした状況を踏まえ、現行意匠法の保護対象である「物品」（動産）に加え、内装についても、組物の意匠と同様、一意匠一出願の原則の例外として、家

具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾等により構成される内装が、全体として統一的な美感を起こさせるような場合に限り、一意匠として意匠登録を認めることとし、その保護の拡充を図ることとした。内装意匠の保護対象とする施設については、上記のニーズも踏まえ、店舗等に限定することなく、オフィスの内装等も含め幅広く保護対象とすることとした。

（３）改正法の施行時期

公布の日（令和元年 5 月 17 日）から起算して、1 年を超えない範囲内において政令で定める日

4. 内装の意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について【審議事項】

（１）「内装の意匠」として認められるための要件について

新設された意匠法第 8 条の 2 に規定する内装の意匠と認められるためには、以下の 3 つの要件を満たす必要があると考えられる。

- ① 店舗、事務所その他の施設の内部であること
- ② 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- ③ 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

① 店舗、事務所その他の施設の内部であること

内装の意匠が店舗、事務所その他の施設の内部であるか否かを判断するために、「店舗、事務所その他の施設」がどのようなものであるか、及び、「内部」と認めるものはどのようなものか、という点について明らかにすべきではないか。各判断基準については以下のとおり。

①－１ 店舗、事務所その他の施設であること

意匠法に内装の意匠を導入する際、内装の意匠を適用させる施設について限定的にする意図はなく、このことから、内装の意匠として主要なものとして考えられる店舗、事務所だけでなく「その他の施設」と規定されている。

意匠法の法目的が、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することにあることを考慮すると、例えば、宿泊施設、医療施設、教育施設、興行場、住宅等、人がその内部に入り一定時間を過ごすためのあらゆる施設が含まれる旨を、審査基準に明記してはどうか。

また、「施設」との語は、その対象が不動産に限られないことから、「施設」には、不動産に加え動産も含む旨を併せて基準に明記してはどうか。

①－２ 施設の内部であること

天井、壁、床で囲まれ、内外が明確に分かれた施設では、施設の内部を特定することは容易であるが、現実には、施設内外のつながりを考慮した内装の創作があり、このような創作について内外の境界を定めることが難しい場合がある。

一方、内装の意匠は、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾」であることから、施設の内部が主ではないものまで内装の意匠とすべきではない。

したがって、内装の意匠については、まず、施設の内部を主たるものであることを要するとしつつ、必ずしも内部空間全体が完全に閉じている必要はなく、開口部及び施設の内部に連続し、これらに付随する外部が含まれていてもよい旨もあわせて明記することとしてはどうか。

また、意匠法上の意匠は、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」をいうことから、施設の内部であっても、利用者が通常の使用状態において視認することのない、維持管理の際にしか立ち入らないような範囲は除く旨についてもあわせて明記してはどうか。

② 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

意匠法第 8 条の 2 は、内装意匠の構成物について「施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像」と規定している。すなわち内装の意匠は意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されたものでなければならず、また、これらを複数組み合わせたもので構成されたものでなければならぬものであることとしてはどうか。

②－１ 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

「内装の意匠」を構成することができるのは、意匠法上の物品、建築物又は画像のいずれかであり、意匠法上の意匠でないものは内装の意匠を構成するものとして不適切であることを明記することとしてはどうか。

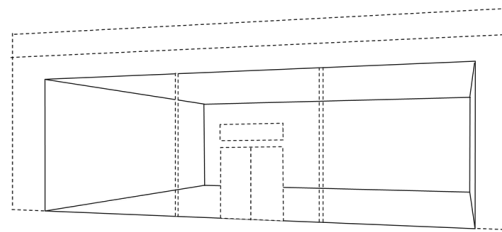
ただし、審査官は、人工的なものでないものであっても、建築物等に付随するものであって、建築物等自体に固定し、建築物等の内壁面や天井等を装飾する素材等として使用したものについては、内装の意匠を構成するものとして扱う。ただし、内装の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に当該人工的でないもののみが表されている場合は、本要件を満たしていないと判断することとしてはどうか。

②－２ 複数の物品等から構成されること

内装の意匠は通常それぞれ出願される物品、建築物及び画像を複数組み合わせで登録できるようにしたものである。また、使用者が視認可能な物品の内部又は建築物の内部は、それぞれ物品又は建築物の部分意匠として意匠登録を受けるこ

とも可能である。これらのことから、複数の意匠が含まれると認められないものは、内装意匠として意匠登録を受けることができない旨を、審査基準に明記してはどうか。

具体的には、図面上、床、壁、天井を含め、視覚的に複数の物品等として開示されていればよく、また、内装の一部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠登録を受けようとする部分のみならず、意匠登録を受けようとする部分以外の部分も含めて本要件を判断する旨も併せて審査基準に明記してはどうか。



自動車ショールーム

(参考) 一の建築物であることから内装の意匠とは認められないものの例

※「建築物の内部」の部分意匠として意匠登録を受けられる可能性がある。

③ 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

改正意匠法第 8 条の 2 は、「内装の意匠」として意匠登録を受けるための要件として「内装全体として統一的な美感を起こさせるとき」と規定している。

そこで、審査基準上に本要件を明記するとともに、本要件の判断に係る考え方を記載してはどうか。

具体的には、本要件は、内装意匠が複数の物品等を含めて一意匠として意匠登録を受けることを許容しつつ、それらの配置も含めた美感を保護対象とするために設けられた規定であることに照らし、本要件を満たすためには、出願された内装の意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであることが必要となる旨を明記してはどうか。

他方、複数の物品を含めて一つの意匠として出願することを許容しつつも、それらの配置については意匠の構成要素としない組物の意匠（意匠法第 8 条）の場合と異なり、内装の意匠の場合は、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせると判断できる場合は、各々の構成物品等の全てに統一的な形態が表されている必要はない旨も併せて記載してはどうか。

さらに、本要件の判断基準がより明確なものとなるよう、統一的な美感を起こさせるものの例、及び起こさせないものの例についても明記してはどうか。

＜内装意匠として統一的な美感を起こさせるものの例＞

以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせるのは、以下に限られるものでない。

- ① 構成物等に共通の形態処理がされているもの
- ② 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの
- ③ 構成物等に觀念上の共通性があるもの
- ④ 構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの
- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形態が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるもの

＜内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例＞

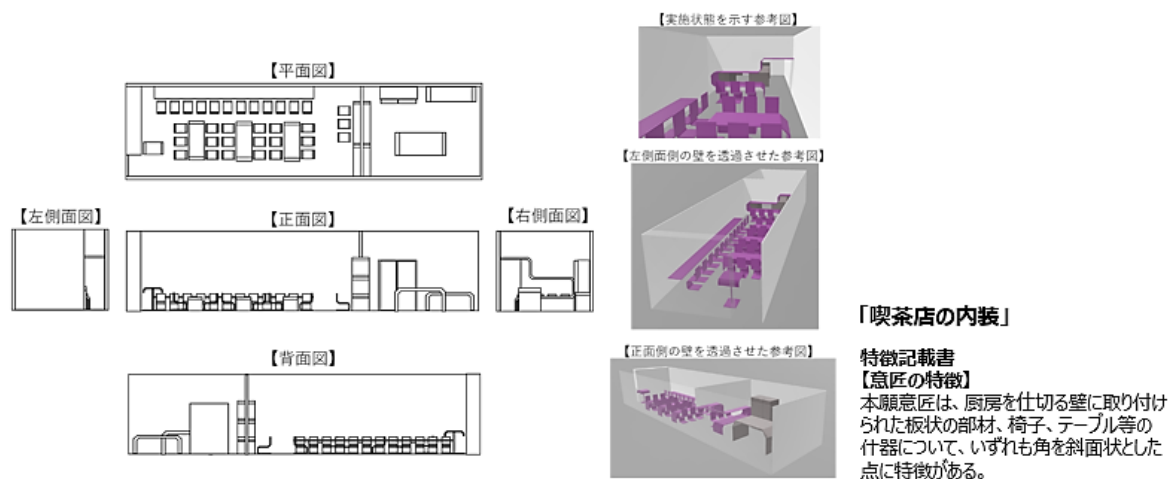
以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせないのは、以下に限られるものでない。

- ① 内装の意匠全体としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの
- ② 統一的な創作思想に基づき創作されているものの、その統一感が視覚的に表わされていないもの

＜内装意匠として統一的な美感を起こさせるものの事例＞

※ 以下の事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

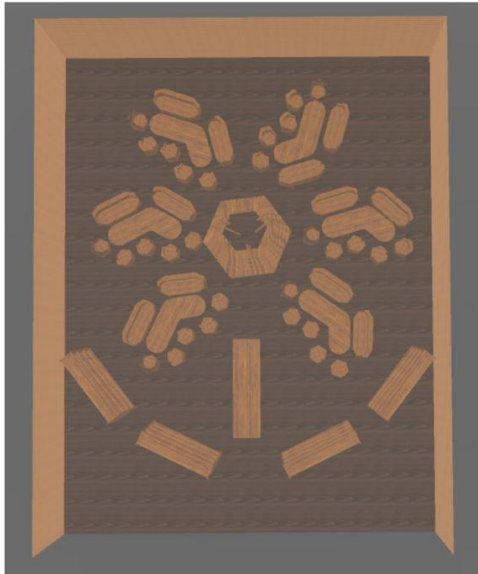
① 構成物等に共通の形態処理がされているものの例



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

② 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているものの例

【平面図】



「図書館用図書室の内装」

特徴記載書

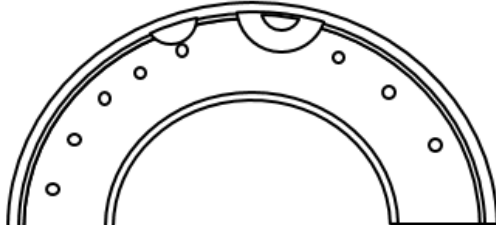
【意匠の特徴】

本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

③ 構成物等に観念上の共通性があるものの例

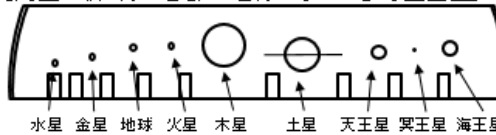
【平面図】



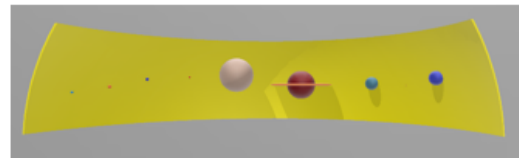
【正面図】



【内壁を取り除き各部の名称を示した参考正面図】



【内壁の実施例を示す参考正面図】



「博物館用渡り廊下の内装」

特徴記載書

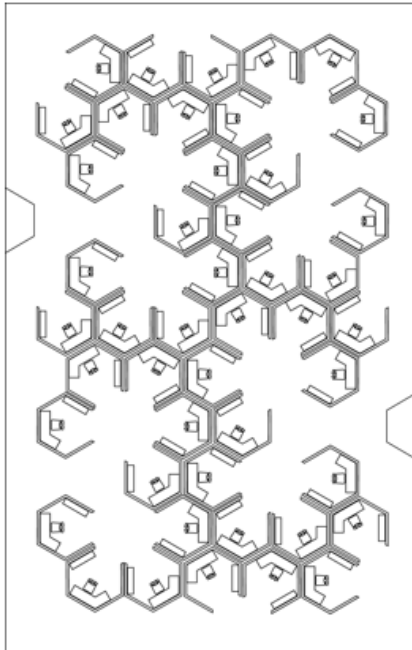
【意匠の特徴】

本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

④構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの例

【平面図】



「オフィスの内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業員一人一人がそれぞれの作業にこもるようにして集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとしている点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

5. 内装の意匠の出願【審議事項】

(1) 「内装の意匠」ごとの出願

意匠登録出願は、意匠ごとに出願しなければならないとされている。令和元年意匠法改正により、複数意匠一括出願が可能となったが、これにより複数の意匠を一つの手続きにより出願する場合も、意匠ごとに出願すること、との要件は法改正後も変わりなく維持される。

そこで、「内装の意匠」の保護にあたり、一つの意匠として出願することができる内装の意匠の範囲について検討し、当該判断指針を意匠審査基準上、明記してはどうか。

一の内装の意匠の出願に含まれるのは、一の施設における内装空間に限られる。具体的には、内装の意匠として出願された意匠について、

- ① 意匠に係る物品の欄に二以上の施設が記載されたもの（例：「ホテル客室の内装、兼、病室の内装」）
- ② 図面に複数の内装空間が表されているもの

これらの取扱いについて、上記の現行運用の基本的な考え方をふまえて、内装の意匠ごとの出願であるか否かの判断を記載してはどうか。

（２）変化する内装の意匠

物品、建築物及び画像には、その用途を実現するために形状等が変化するものが存在しており、意匠法では、物品、建築物及び画像それぞれについて、形状等が変化する意匠の出願を認めている。内装の意匠も物品、建築物及び画像から構成されたものであるので、内装を構成する物品、建築物又は画像のいずれかの形状等が変化することも考えられる。そこで、一の用途に基づいて、形状等が変化する内装については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装として取り扱う旨を、審査基準上明記してはどうか。ただし、当該変化が、一つの内装の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限り、具体的な取扱いも併せて明記してはどうか。

他方、内装の意匠の構成物品等の多くは、任意に動かすことができるものである。例えば、机と椅子が配された「オフィス用会議室の内装」において、会議形式等に応じて、机と椅子の配置を変えることは一般的に行われている。しかしながら、意匠法第 8 条の 2 は、内装の意匠を構成する各々の物品等の配置も含めた美感を保護するものである。よって、内装の意匠として出願されたものが、各構成物品等の配置を変更したものを含む場合は、別個の意匠の創作に係るものが含まれていると判断し、上記のように、当該変化が一の用途及び機能に照らして必要な変化の範囲内のものである場合を除いては、一の内装の意匠に該当しないと判断することとしてはどうか。

事例：貸しオフィスの休憩室内装

意匠に係る物品の説明：本願意匠は貸しオフィスの内装であり、利用者が仮眠するための可動するベッドを有する。
ベッドを使用しない際は壁面に格納できるため、オフィス内のスペースを効率的に利用できる。



【斜視図】

【ベッドを格納する途中の状態を示す斜視図】

【ベッドを格納した状態を示す斜視図】

（参考）変化する内装の意匠の例

(3) 「内装の意匠」の明確な開示

内装の意匠を出願する際の手続について、意匠法上個別に規定されていない。そのため、内装を構成する物品、建築物又は画像それぞれの明確な開示のための要件を考慮しつつ、さらに、内装の意匠が明確になるよう基準上定めてはどうか。

① 願書の記載

内装の意匠は、物品、建築物及び画像等、それぞれ出願可能なものを組み合わせた集合体として一の意匠と認める特別な扱いを定めた規定であることから、内装の意匠として出願されたことが明確である必要がある。

また、内装の意匠は、その創作の性質上、どの施設に設けるためのものか、という点と、どのような用途のために創作された内装か、という点の視点がある。

これらを考慮し、内装の意匠として出願する際は、【意匠に係る物品】の欄に「ホテルロビーの内装」、「ホテル客室の内装」、「オフィスのレストランの内装」等、用いる施設と内装の用途を明らかにしつつ「〇〇の内装」と記載することとしてはどうか。

また、内装には、オフィス空間にカフェが併設されている場合のように、複数の用途を含むものもある。このような場合、【意匠に係る物品】の欄にそれら用途のうち主なものを記載し、その他の用途については、【意匠に係る物品の説明】の欄において説明することとしてはどうか。

(参考) <一の空間において複合的な用途を持つ内装の場合の記載例>

例： 【意匠に係る物品】 オフィス用の内装

【意匠に係る物品の説明】 この内装はオフィス空間内にカフェが併設するもので、従業員の休憩や打合せ等に使用される。

② 図面等の記載

物品の意匠は、第三角法の正投影図法を基本とし、物品を中心に置き、外のどちらの向きから見た方向にあわせてその外観を表すこととなっている。一方、内装の意匠は人を内包する空間を表現する必要があるため、内側から見たものが基本となる。よって、「内装の意匠」の出願図面は、①施設の内部形態のみを開示すればよく、②意匠の特定に支障がない範囲内で、様々な図法による開示を認めるとしてはどうか。

また、内装の意匠を創作する際は、他の施設の中の内装を創作することなどもあり、天井、全ての壁、床を全ての内装意匠が創作しているわけではない。また、内装意匠に関する諸外国の登録例をみても、床のみが描かれた内装意匠の登録例なども存在し、内装の意匠の形態的な特徴を把握する上で支障もない。一方、内装の意匠は什器や壁等の配置もその創作の特徴の一つとなり得る。

このことから、内装の意匠を表現する図面等においては、図面表現上の最低限の要件として、①床、②壁、③天井のうち、少なくともいずれか一つ以上を表すこととしてはどうか。

③ 特徴記載書

特徴記載書は、意匠の特徴について出願人自らが記載するものであり、これを願書及び図面等と併せて提出することで、審査の参考情報として出願人の主観的な創作の意図の理解や的確なサーチ範囲の決定などに資するものである。

また、登録された場合は、意匠の特徴が意匠公報に掲載されることにより、例えば、どのような点が特徴であるか、どのような意図をもって創作したかなど、第三者にその登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができる。

「内装の意匠」は、多くの物品等から構成され、それぞれの形状や模様、色彩のみならず、これらの配置や動き等を含め、創作のポイントが極めて多岐にわたるため、出願人が意図する創作のポイントが、願書及び図面等のみでは十分に表現することが困難な場合が想定される。

よって、「内装の意匠」については特徴記載書の提出が推奨されていることに照らし、審査官が審査をする際に、特徴記載書が提出されている場合は、出願された意匠の創作に関する出願人の主観的意図を理解するため等の参考としつつ審査を進めることとしてはどうか。

(参考) 特徴記載書の提出された内装の意匠の出願例

【書類名】 意匠登録簿 【登録番号】 2019-0001 【提出日】 平成30年12月10日 【出願先】 特許庁長官 殿 【意匠に係る物品】 飲食店の内装意匠 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 東京都千代田区豊町3-4-3 【氏名】 意匠一郎 【意匠登録出願人】 【識別番号】 123456789 【住所又は居所】 東京都千代田区豊町3-4-3 【氏名】 意匠自動車販売株式会社 【代理人】 【識別番号】 77777777 【住所又は居所】 東京都千代田区豊町3-4-5 【氏名】 代理一郎 【電話番号】 03-3581-1101 【手数料の表示】 【手数料帳簿番号】 012345 【納付金額】 15000 【意匠の説明】 この意匠登録出願の意匠は飲食店の内装意匠であり、正面図左手が食事スペース、右手が厨房となっている。 【提出物品の目録】 【物件名】 図面 1 【書類名】 図面 【正面図】	【平面図】 【右側面図】 【左側面図】 【背面図】
【実施状態を示す参考図】 【左側面側の壁を透過させた参考図】 【正面側の壁を透過させた参考図】	【物件名】 特徴記載書 本出願の意匠の内装は、食事スペースと厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、角が大きく45度の斜面で曲げた形状を共通させている点に特徴がある。 椅子の左側面図 テーブルの正面図 厨房と食事スペースの仕切り壁の左側面図

6. 内装の意匠の登録要件【審議事項】

(1) 新規性の判断で考慮すべき事項

内装の意匠の新規性の判断については、現行審査基準の物品の類否判断における考え方を基礎としつつ、内装の性質に照らした留意事項を審査基準に明記してはどうか。

① 内装の意匠の用途及び機能

内装の意匠の類否判断に際して、対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。これらに共通性があれば、両意匠の用途及び機能に類似性があると判断してはどうか。

例えば、「住宅用寝室の内装」と「ホテル客室の内装」は、いずれも内部において人が一定時間を過ごすという点で共通しており、それらの意匠の用途及び機能には類似性があると判断する。

② 内装の意匠の観察方法

内装の意匠は、人がその内部に入る大きさを持ったものであり、かつ、複数の物品等から構成されるものである。

よって、通常の利用態様における肉眼による観察を基本としつつ、内装の特性に応じて、例えば、内装の一部に特徴的な形態の構成物があれば当該構成物に接近し細部を観察する、意匠全体としてのまとまりに特徴があれば引いた視点で俯瞰的に観察するなど、一の観察方法に限定することなく、複数の視点を総合的に考慮することとしてはどうか。

③ 構成物の配置、数の評価

改正意匠法第 8 条の 2 は、「内装の意匠」が複数の物品等を含めて一意匠として意匠登録を受けることを許容しつつ、それらの配置を含めた美感を保護対象とするものである。

この各構成物の配置について、内装の意匠の類否判断を行う際どのように評価するか、審査基準上に明記してはどうか。

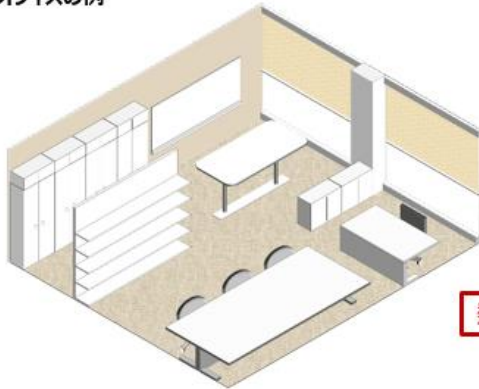
加えて、内装の意匠の構成物の数について、内装の意匠の類否判断を行う際どのように評価するか、審査基準上に明記してはどうか。

④ 内装の意匠が類似、または非類似と判断する事例

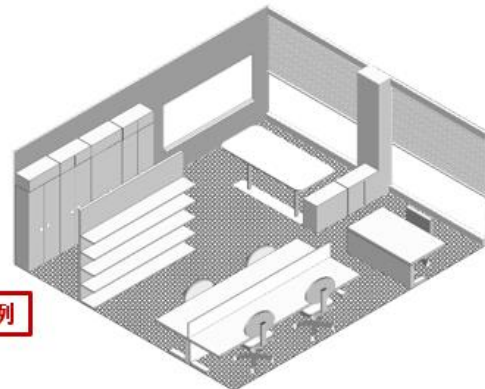
内装の意匠は新たな保護対象となることもあり、内装の意匠が類似、または非類似と判断する事例を次のとおり示してはどうか。

① オフィスの例

公知意匠「オフィス」



出願意匠「オフィスの内装」

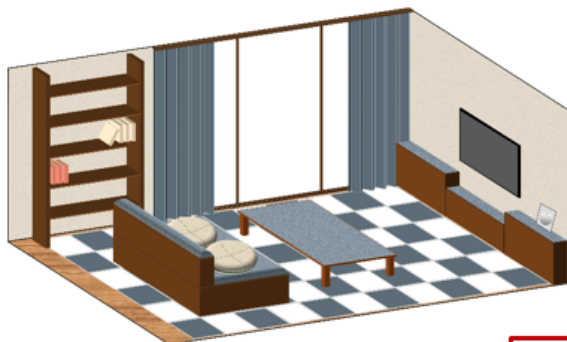


類似の事例

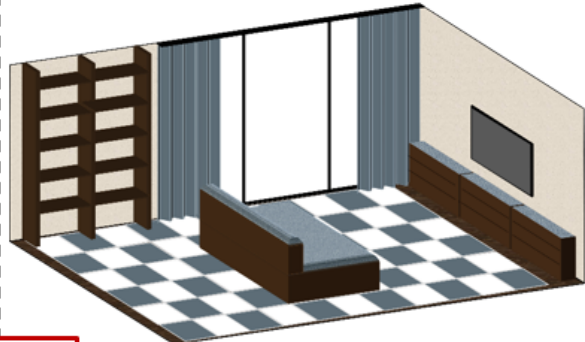
※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、内装の構成物のいずれも、配置及び形態がほぼ共通する。
一方、椅子の数や配置、スタンディングデスクの向き等が異なるものの、部分的な違いのため類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

(参考) 類似する内装意匠の例

② 病院用待合室の例

公知意匠
「K 邸のインテリア」

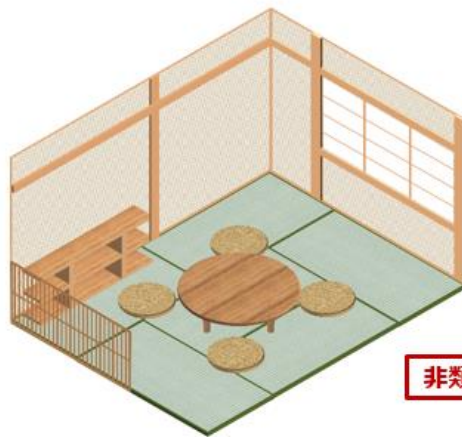
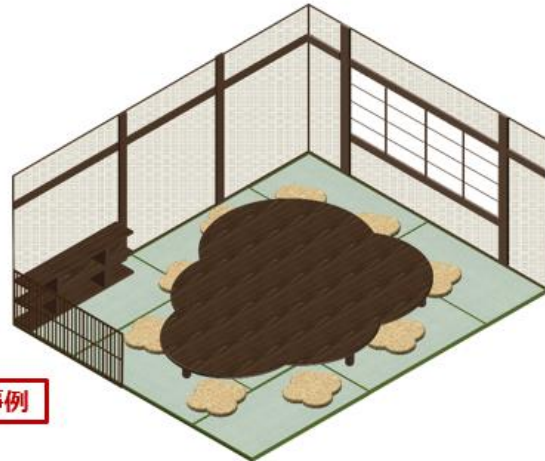
類似の事例

出願意匠
「病院用待合室の内装」

※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、ブルーグレーのカーテンや、同色の市松模様のカーペット、同色及び木目調で統一したソファやチェストなど、内装の構成物のいずれも、配置及び形態がほぼ共通しており、意匠の基調を形成している。
一方、ローテーブルの有無や、棚の形状、ソファの位置等が異なるものの、いずれも軽微かつ意匠全体に占める割合が小さい部分のため、類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

(参考) 類似する内装意匠の例

③ 料亭の例

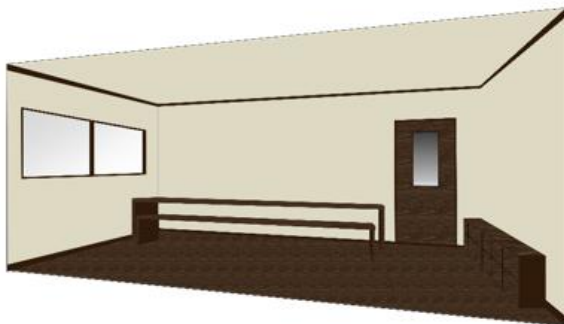
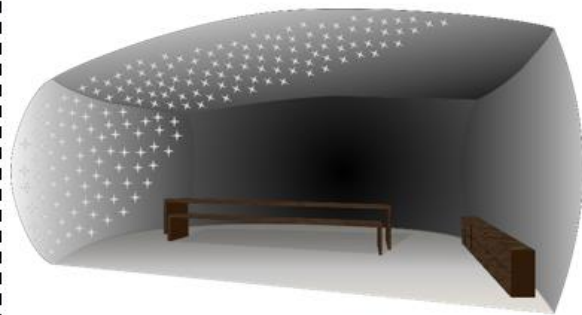
公知意匠
「D邸の居間」出願意匠
「料亭の内装」

非類似の事例

※両意匠は、共に畳敷きの和室であって、中央に座卓及び座布団、壁際に棚及び畳の縁に仕切りを配し、全体を共通の木目調でそろえた点が共通する一方、座卓の形態が顕著に相違する。特に出願意匠の座卓の形状は極めて特徴的であり、同形状の座布団と相まって、内装全体の主要な部分を占め、看者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。なお、内装全体の大きさや木目の色が異なるが、いずれも同分野においてはありふれた範囲のものであるため、上記判断に影響を及ぼすものではない。

(参考) 類似しない内装意匠の例

④ 展示室の例

公知意匠
「洋室」出願意匠
「展示室の内装」

非類似の事例

※両意匠は、内装全体の形状が大きく相違する。特に出願意匠の内装形状は、極めて特徴的かつ内装全体の大部分を占め内装の基調を形成するものであり、看者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。一方、家具の形状及び配置が共通するが、内装全体からすると部分的、かつ広く知られた形状であるから看者の注意を強く惹くとはいえず、この共通点が類否判断に及ぼす影響は小さく、上記相違点に埋没するものである。よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。

(参考) 類似しない内装意匠の例

（２）内装の意匠の創作非容易性

内装の意匠の創作非容易性の判断手法については、現在検討中の、令和元年改正意匠法に則した「創作非容易性に係る審査基準（案）」の内容を基礎としつつ、内装の性質に照らした内容のものを、意匠審査基準上に明記するとしてはどうか。

具体的には、「ありふれた手法」及び「軽微な改変」の例や、創作非容易性の判断事例について、内装の意匠である場合の例を明記することとしてはどうか。

（１）ありふれた手法の例

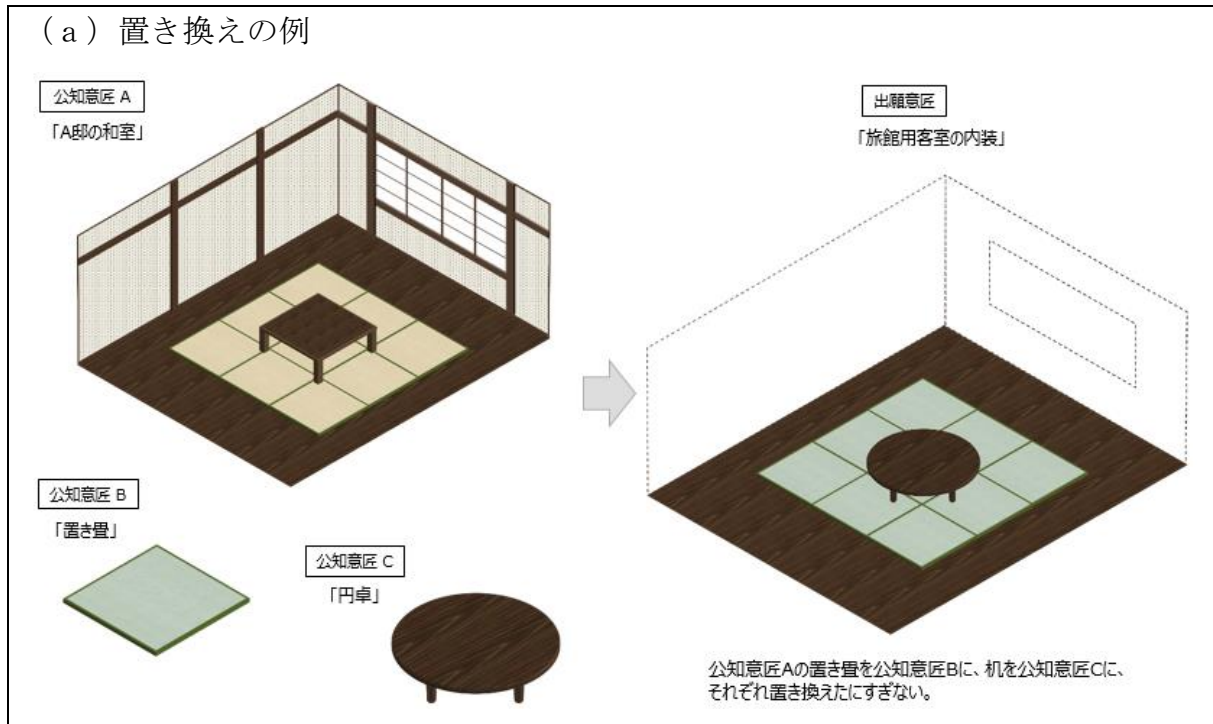
- （a）置き換え：意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。
- （b）寄せ集め：複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。
- （c）一部の構成の単なる削除：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- （d）配置の変更：意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- （e）構成比率の変更：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- （f）連続する単位の数が増減：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- （g）物品等の枠を超えた構成の利用・転用：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

（２）軽微な改変の例

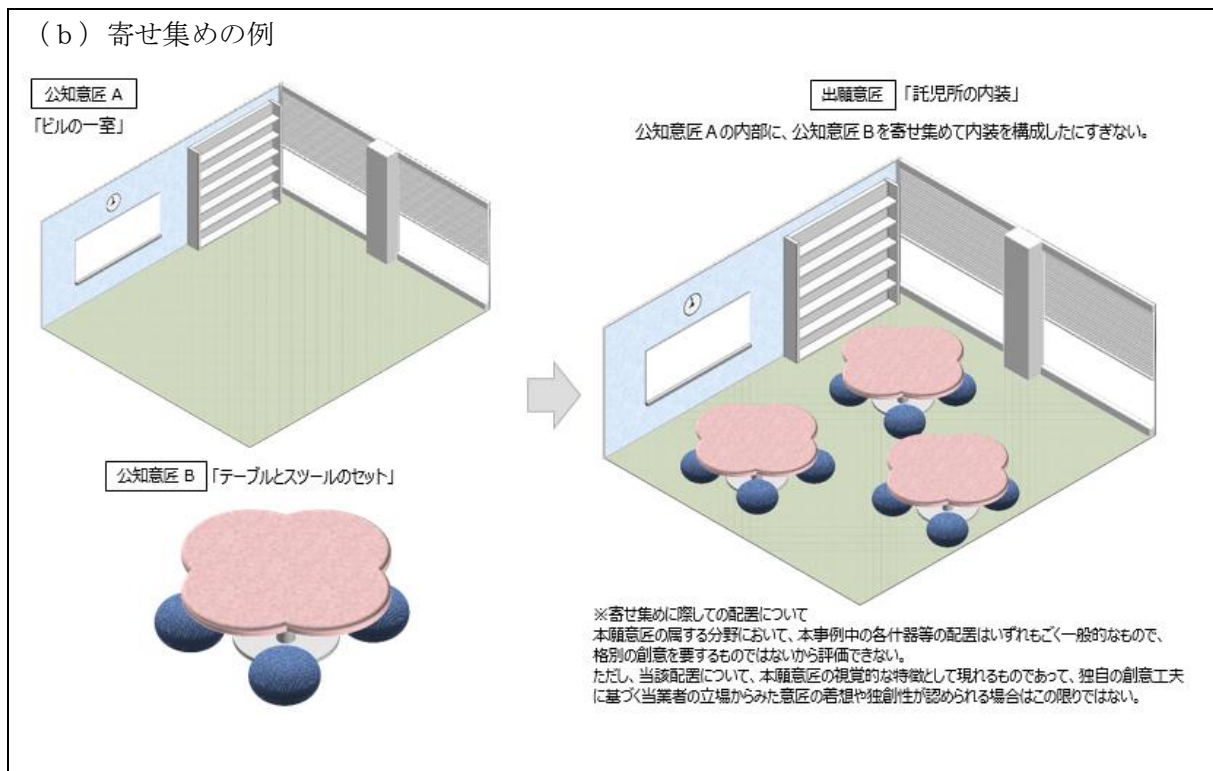
- （a）角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- （b）模様等の単純な削除
- （c）色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色
- （d）素材の単純な変更

<創作容易な内装の例>

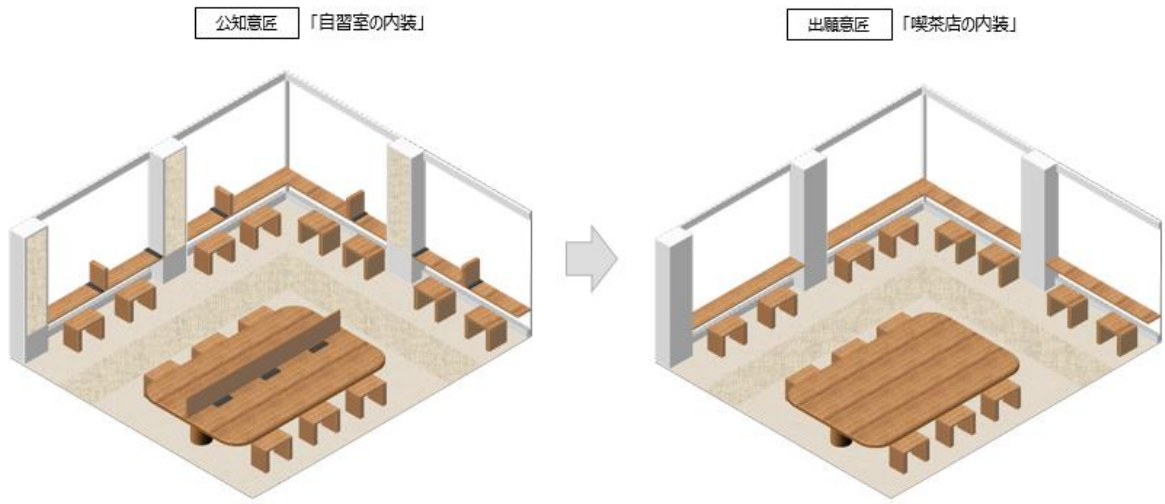
(a) 置き換えの例



(b) 寄せ集めの例

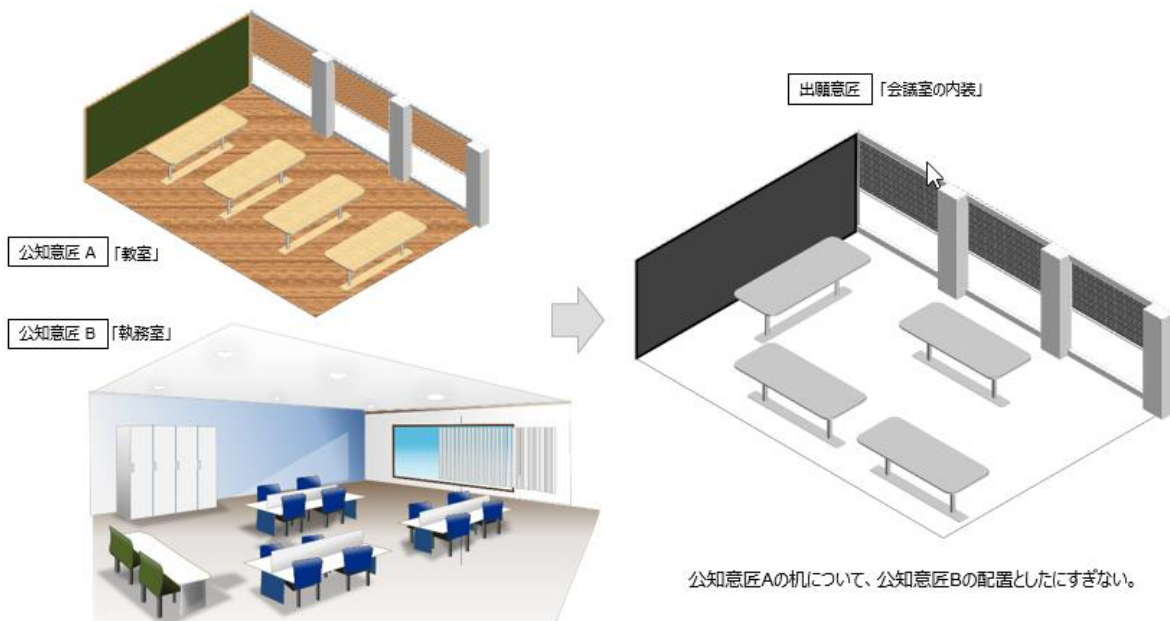


(c) 一部の構成の単なる削除



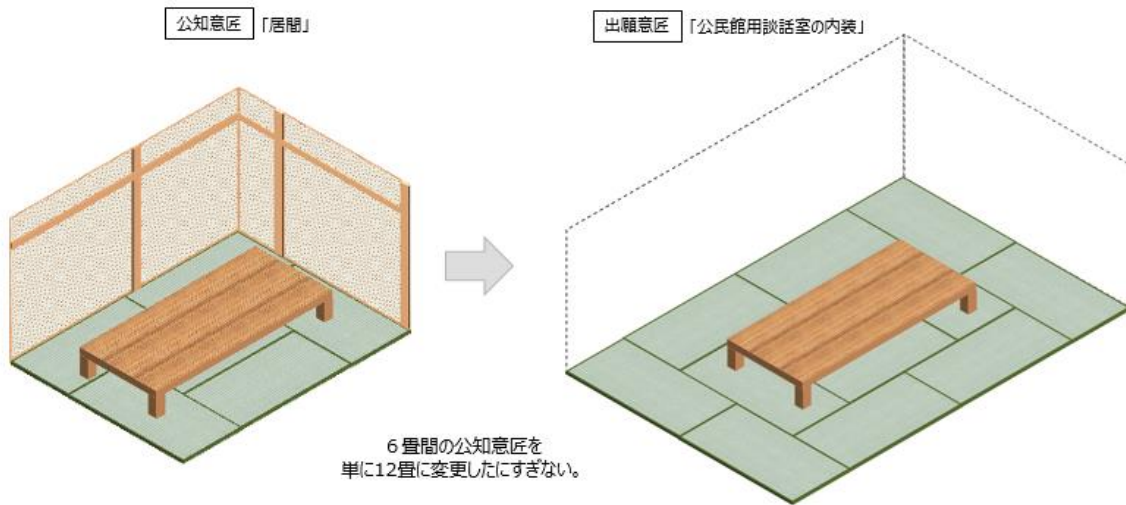
公知意匠のパーティションなど、一部の構成を単に削除して構成したにすぎない。

(d) 配置の変更

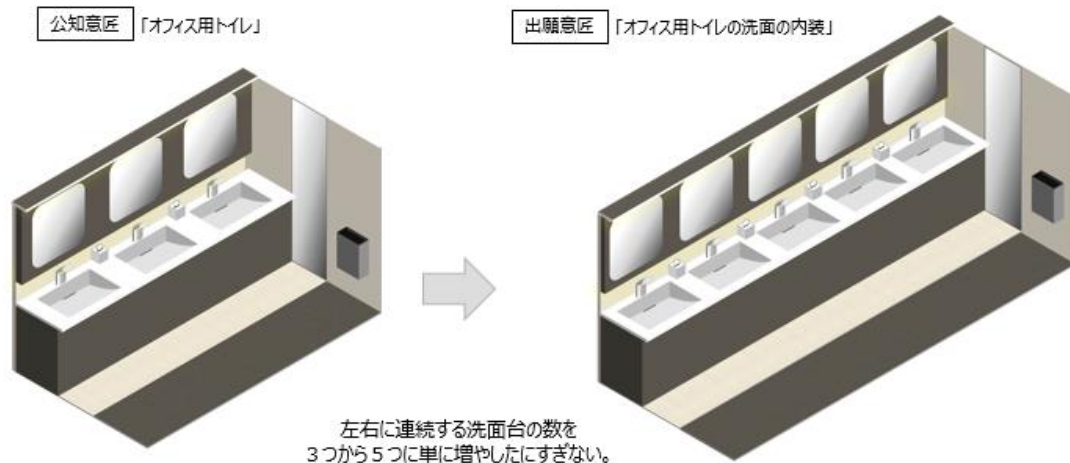


公知意匠Aの机について、公知意匠Bの配置としたにすぎない。

(e) 構成比率の変更



(f) 連続する単位の増減



(g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用

例1 著名な漫画に登場する部屋の内装をそのまま表したもの

例2 著名なおもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したもの

(了)